

令和4年度第4回野田市総合教育会議次第

日時 令和5年1月25日（水）

午前10時30分～

場所 野田市役所低層棟4階委員会室

1 開会

2 議題

- (1) 野田市教育大綱の改訂について
- (2) 学校図書館の充実について
- (3) 健康スポーツ文化都市宣言について（報告）
- (4) 公立幼稚園の在り方について（報告）

3 その他

4 閉会

議題 1 野田市教育大綱の改訂について

令和4年8月開催の総合教育会議を経てとりまとめた「野田市教育大綱（改訂素案）」について、市民から広くご意見、ご提案を頂きたくため、パブリック・コメント手続を実施したところ、3件の意見が寄せられました。

については、市の考え方を次のとおり公表し、野田市教育大綱を改訂するものです。

1. パブリック・コメント手続の概要

- ・意見の募集期間 令和4年10月19日（水）から11月17日（木）まで
- ・意見募集の結果 提出人数：1人
意見数：3件

2. 政策等に反映した意見 1件

ただし、意見2について素案の修正は行いませんが、重点施策については項目等を明示するとともに、毎年度実施する「事業実施に係る教育委員会の点検、評価」に目標とする定量値などを反映することができるものについては、記載していく旨を回答します。

3. 意見の概要と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
第1章			
1	「5 野田市教育大綱の推進について」において「目標、取組指針を達成するため、重点施策を定めて、その取組状況について点検、評価する」とあるが、旧大綱には重点施策の項目が明示されていたが、本改訂版では削除されている。 取組指針が文章で示されていて分かりやすいので、重点施策についても取組指針ごとに分類して記載すべき。	教育大綱については、これまで教育委員会が毎年定める重点施策と混同し、重点施策に定める事項を教育大綱に定めておりました。 このことから、教育大綱と重点施策の関係を整理し、教育大綱は教育委員会の基本理念とその取組指針に留め、重点施策は、教育委員会の基本方針に沿って、毎年度作成し、公表することとしております。この重点施策には、項目等を明示していくこととしておりますことから、素案の修正は行いません。	修正無し

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
第2章			
2	<p>目標、取組指針、重点施策が定性的表現と項目名だけでは、点検、評価が十分できない。</p> <p>目標、取組指針、重点施策について、それぞれ目標とする定量値も定め、定性評価と定量評価の両面で点検、評価できるようにすべき。</p>	<p>教育大綱は、上記1の考えのとおり基本理念と取組指針に留め、重点施策については、基本方針に沿って毎年度作成し、公表することとしていることから、素案の修正は行いません。</p> <p>なお、重点施策については項目等を明示するとともに、毎年度実施する「事業実施に係る教育委員会の点検、評価」に目標とする定量値などを反映することができるものについては、記載してまいります。</p>	修正無し
第2章			
3	<p>目標1の取組指針に「ICTも活用しながら」とあるが、活用の前にICTのリテラシー（知識や能力を活用する力）を向上させる教育が必要である。</p> <p>「ICTリテラシーの向上を図るとともにICTを活用しながら」と明示すべき。</p>	<p>ご指摘のとおり、ICTの活用にあたり、ICTリテラシーを向上させる教育は重要となります。</p> <p>そのため「ICTリテラシーの向上を図るとともにICTを活用しながら」と素案の修正を行います。</p>	修正あり

野田市教育大綱 (改訂案)

平成27年10月
(令和5年3月改訂)

野 田 市

目 次

第 1 章 大綱の策定について

- 1 大綱策定の趣旨
- 2 大綱の名称
- 3 野田市教育大綱の策定の考え方
- 4 野田市教育大綱の実施期間
- 5 野田市教育大綱の推進について

第 2 章 野田市教育大綱

第1章 大綱の策定について

1 大綱策定の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」といいます。）が平成27年4月1日に一部改正されたことに伴い、地方公共団体の長は、教育基本法（平成18年法律第120号）に規定する国の教育振興基本計画を参酌し、地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」といいます。）を定めるものとされました。

2 大綱の名称

大綱の名称は、法では、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱とされており、自治体によっては、「教育大綱」、「教育の振興に関する施策の大綱」、「教育の施策の大綱」「教育に関する大綱」などの名称を使用しています。野田市においては、簡潔で分かりやすい「野田市教育大綱」という名称を使用することとします。

3 野田市教育大綱の策定の考え方

野田市においては、教育行政の政治的中立性、継続性及び安定性を確保するため、野田市教育大綱の策定に当たっては、野田市行政改革大綱（平成27年4月改訂）に示された考えた方に基づき、平成27年5月27日に開催された第1回総合教育会議において決定された方針、「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱は、教育委員会が策定する基本方針に沿って策定する」によって策定することとしました。

この基本方針は、教育委員会が、野田市総合計画の基本目標3「豊かな心と個性を育む都市」の基本方針、質の高い学校教育の実現、生涯学習や郷土愛を育む学習の推進を踏まえ、策定しているものです。

今般、当初策定から5年以上が経過し、教育行政を取り巻く環境の変化等を踏まえると、この基本方針において定めた学校教育、生涯学習、青少年の健全育成の三つの柱が、大綱の内容とされる、「地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針」に該当すると考えられることから、引き続きこの目標1から目標3までをもって野田市教育大綱とします。

4 野田市教育大綱の実施期間

大綱が対象とする期間は、法では定められていませんが、地方公共団体の長の任期が4年であることや、国の教育基本振興計画の対象期間が5年であることに鑑み、4年から5年程度を想定しているとされている（文部科学省通知）ことから、野田市教育大綱が対象とする期間は5年間とします。

ただし、今後の社会情勢の変化等により、改訂する必要がある場合は適宜見直しをすることができるものとします。

5 野田市教育大綱の推進について

今後、野田市教育大綱に定めた目標及び取組指針を達成するために、毎年、重点施策を定め、実施します。その取組状況について、法第26条の規定に基づき教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を実施し、その結果を施策の執行に反映させます。

第2章 野田市教育大綱

次の世代を担う子どもたちが健やかに育ち、一人一人の市民が豊かな人生を送ることができるように、学校・地域・家庭がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携して教育を推進することができるような教育環境の充実を推進し、野田市総合計画（2016－2030）に掲げる、「～人のつながりがまちを変える～ みんなでつくる 学びと笑顔あふれる コウノトリも住めるまち」を実現するために、野田市の教育行政の目標を次のとおり定める。

【目標1】

学校・家庭・地域が一体となり、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をそなえた、たくましい幼児・児童・生徒を育成する。

【取組指針】

- これからの予測困難な時代においても、仲間とともに自ら考え自ら行動できる「野田っ子」を育成するために、ICTリテラシーの向上を図るとともにICTを活用しながら、魅力ある学習の機会を提供していく。
- 郷土を愛し、野田市民としての誇りの心を育むとともに、他人を思いやる心など豊かな人間性を持った「野田っ子」を育成するため、仲間とともに学ぶ充実した道徳教育の機会を提供していく。
- 自ら健康に気を遣うことができ、心身ともにたくましい「野田っ子」を育成するために、仲間とともに健康・体力が向上できる機会を提供していく。

【目標2】

一人一人がその生涯にわたって行う学習を支援するために、学習機会の拡充とともに、社会の要請に応じ学習した成果を活かす環境整備を図る。

【取組指針】

- 市民の生涯学習環境の整備を行うとともに、学習機会の拡充と支援に努め、身近な生涯学習の活動の場となる公民館や図書館等でのサービスの充実を図っていく。
- 全ての市民が幸福で豊かな生活を営むことができる社会を創出するため、健康スポーツ文化都市宣言に基づき、市民のスポーツ・文化活動を通じて人と人との交流を深め、豊かな心とからだを育む環境づくりに取り組んでいく。
- 全ての市民が、郷土で育まれた豊かな歴史や伝統、郷土の偉人、自然環境などを学び、郷土への誇りや愛着をもてるまちの実現に向けて取り組んでいく。

【目標3】

次世代を担う子どもたちが健やかに育つ青少年活動の充実とともに地域社会全体で育成を図る教育風土の醸成に努める。

【取組指針】

- 次代を担う青少年の健全育成を推進するとともに、非行を防止できるよう安全安心な地域環境の整備を推進していく。
- 地域の教育力を活用し、豊かな人間性の育成とともに規範意識の醸成に取り組んでいく。

議題 2 学校図書館の充実について

1 学校図書館の現状

(1) 学校図書館の蔵書とその利用状況

市内公立小中学校の蔵書数と一人当たりの冊数、一人当たりの貸出数については、次のとおりです。

(1) 小学校												
	学校名	児童数 (人)	蔵書数 (冊)	一人当 たりの冊数	一人当 たりの貸出数		学校名	児童数 (人)	蔵書数 (冊)	一人当 たりの冊数	一人当 たりの貸出数	
1	中央小学校	631	15,260	24	5.4	11	山崎小学校	389	7,516	19	13.6	
2	宮崎小学校	462	10,225	22	19.1	12	岩木小学校	708	13,790	19	25.2	
3	東部小学校	173	9,602	56	46.9	13	尾崎小学校	282	7,800	28	13.4	
4	南部小学校	720	12,499	17	27.3	14	七光台小学校	283	9,225	33	34.5	
5	北部小学校	378	7,870	21	15.0	15	二ツ塚小学校	170	8,655	51	35.6	
6	福田第一小学校	51	6,553	128	35.8	16	みずき小学校	630	12,018	19	11.8	
7	福田第二小学校	64	6,329	99	74.5	17	木間ヶ瀬小学校	160	9,525	60	12.8	
8	川間小学校	138	6,699	49	22.9	18	二川小学校	344	7,751	23	23.6	
9	清水台小学校	743	9,099	12	23.6	19	関宿小学校	108	6,578	61	47.5	
10	柳沢小学校	333	8,567	26	24.6	20	関宿中央小学校	299	8,307	28	12.5	
								合計／平均	7,066	183,868	26	21.4
(2) 中学校												
	学校名	生徒数 (人)	蔵書数 (冊)	一人当 たりの冊数	一人当 たりの貸出数		学校名	生徒数 (人)	蔵書数 (冊)	一人当 たりの冊数	一人当 たりの貸出数	
1	第一中学校	741	14,966	20	2.5	7	川間中学校	286	8,922	31	3.0	
2	第二中学校	323	9,463	29	0.9	8	岩名中学校	504	14,338	28	13.6	
3	東部中学校	137	6,473	47	8.8	9	木間ヶ瀬中学校	235	9,744	41	4.7	
4	南部中学校	840	14,865	18	0.9	10	二川中学校	215	7,449	35	1.0	
5	北部中学校	460	10,062	22	7.3	11	関宿中学校	63	5,990	95	9.7	
6	福田中学校	162	9,250	57	17.2		合計／平均	3,966	111,522	28	5.0	

※「一人当たりの貸し出し数」については令和3年度のデータを活用

(2) 学校図書館支援員の配置と開館状況

- 学校図書館支援員は7人で、配置は小学校 14 校（一人当たり 2 校勤務）
- 学校図書館支援員は中学校に配置されていない。
- 小学校は業間休みと昼休みに利用可（業間休み 15 分、昼休み 20 分程度）
- 中学校は昼休みのみ利用可（昼休み 20 分程度）

学 校 名	配 置	勤務日数/週
中 央 小 学 校		0
宮 崎 小 学 校		0
東 部 小 学 校	○	2
南 部 小 学 校		0
北 部 小 学 校	○	2
福田第一小学校	○	1
福田第二小学校	○	2
川 間 小 学 校		0
清 水 台 小 学 校	○	1
柳 沢 小 学 校	○	1
山 崎 小 学 校	○	1
岩 木 小 学 校		0
尾 崎 小 学 校		0
七 光 台 小 学 校	○	1
二 ツ 塚 小 学 校	○	2
み ず き 小 学 校	○	2
木 間 ヲ 瀬 小 学 校	○	1
二 川 小 学 校	○	1
関 宿 小 学 校	○	2
関宿中央小学校	○	2

(3) 児童生徒の関わりと職員の研修状況

- 図書購入のリクエスト制度はあるが、児童生徒に定着していない。
- 図書システム操作や発注に関する運営の研修を行っているが、図書室の充実に向けた選書等の研修は未実施。

2 課題の把握

(1) 学校図書館訪問調査

「1 学校図書館の現状」を受けて、以下のとおり、指導課、興風図書館、地域教育コーディネーター等が、全小中学校の学校図書館を訪問し、運営状態、蔵書の状況及び必要な支援等について第1次調査を実施し、学校図書館の現状を把握するとともに、必要に応じてアドバイス等を行いました。

その調査結果を受け、学校図書館運営にあたり全体的な傾向として必要な研修を興風図書館により実施し、第2次、第3次調査においてさらに学校に必要な支援等について調査を行うとともに、各校別の課題を学校へ還元し、学校図書館運営を改善に向け共通認識を図りました。

さらに、令和4年10月20日、25日、11月1日には、子どもたちに学校図書館をより使ってもらうためには、幼児期から図書に親しむ機会を作ることが重要と考え、幼稚園における図書の現状把握のため、公立幼稚園3園の訪問調査を実施しました。

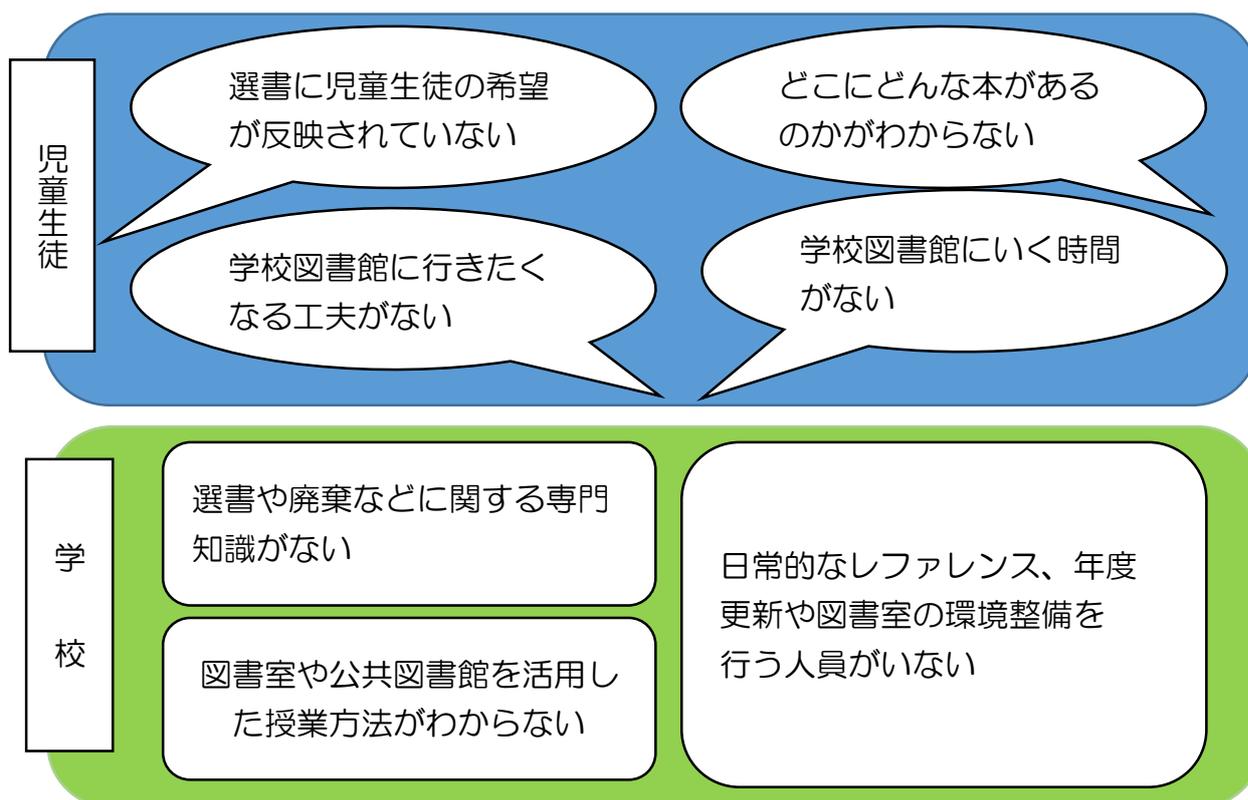
【調査実施期間】

(第1次) 令和4年5月25日から令和4年7月5日まで (小中学校)

(第2次) 令和4年9月9日から9月15日まで (小学校)

(第3次) 令和4年11月1、4、9日 (中学校)

(2) 学校図書館の充実を図るための課題



3 学校図書館活用に向けた取組

野田市教育委員会が目指す学校図書館

本を読みたくなるには
学校図書館に行きたくなるには
学校図書館が使いやすくなるには



野田市学校図書館の更なる充実



① 学校図書館の整備

② 学校図書館支援員の配置

③ 研修体制の充実

④ 図書に触れる機会の創出

⑤ 幼児の読書環境整備

5つの柱

その1 学校図書館の整備

(1) 学校図書館の蔵書の充実

課題に挙げた「選書に児童生徒の希望が反映されていない。」ということから、全学校に児童生徒からのリクエスト実施の徹底を図り、児童生徒が読みたい本が購入できるようにしています。

また、学校図書館の図書の蔵書状況については、令和4年4月時点で小中学校全体に291,480冊の所蔵がありますが、学校図書館標準を満たしていない学校があることから、引き続き計画的な図書購入及び廃棄を進め、学校図書の充実を図っていきます。

さらには、児童生徒の利用が少なく、購入から10年以上が経っている書籍もあることから、古い書籍を廃棄し、新しい書籍への入替えを進めていきます。

(2) モデル校の選定とその取組について

前述の課題について、「学校図書館に行きたくなる工夫」「図書室を活用した授業」「環境整備を行う人員」などの分野で、すでに学校独自の取組を行っている学校をモデル校として指定することで、各校に広めることを試みました。

【清水台小学校】・・・ICTを活用した学校図書館運営

【福田第一小学校】・・・小規模校の強みを生かした児童の積極的な関わり

【岩名中学校】・・・地域教育コーディネーターやボランティアによる環境整備

その2 学校図書館支援員の配置

学校図書館の運営は、学校図書館担当職員、司書教諭、学校図書館支援員、図書ボランティア（読み聞かせ、環境）、及び児童生徒（図書員会等）によって運営されています。

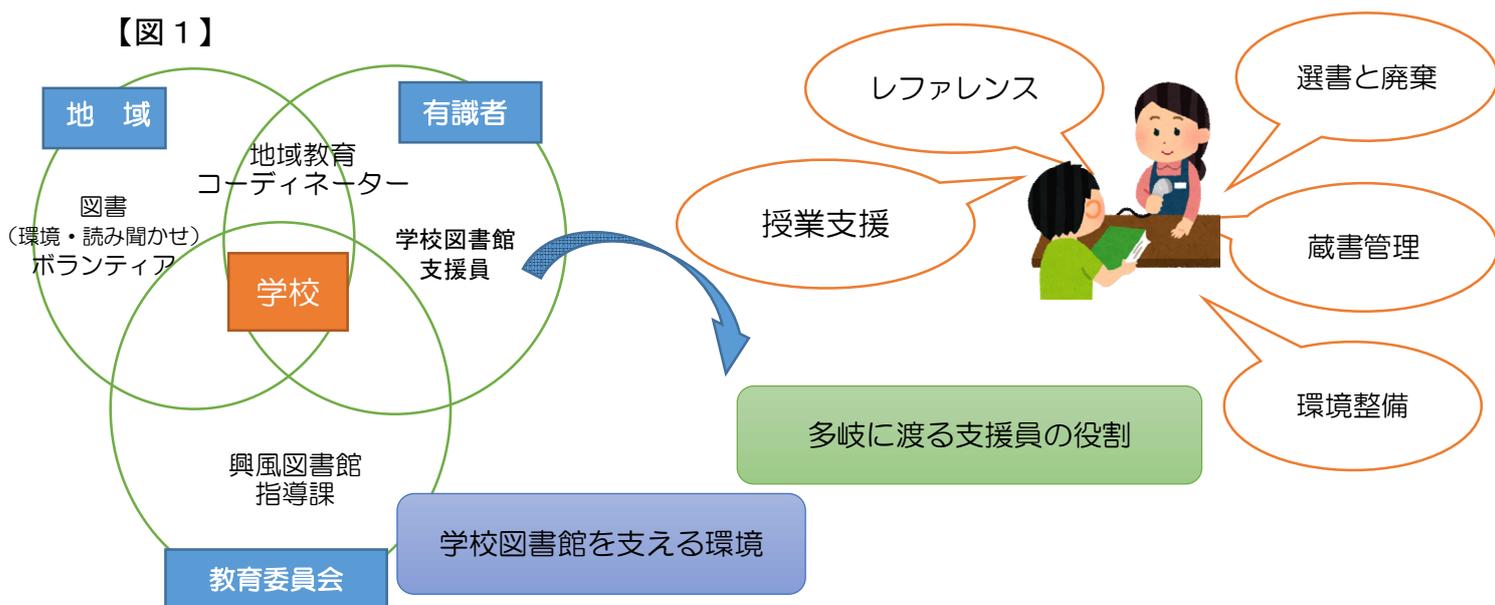
各校の実情に応じて図書館利用促進に係る様々な取組がなされていますが、全体の傾向として、以下のように、選書、廃棄、レファレンス等の司書の専門性のある部分が不足しており、中でも学校図書館支援員が配置されていない学校にその傾向が強い状況があります。

- ・ 選書に関し、蔵書構成が読み物に偏る傾向にあり、調べ学習関連図書が少ない。
- ・ 廃棄に関し、資料の廃棄判断が難しく、買替えが進まない。
- ・ 配架に関し、基準があいまいで、NDC（※）による整理がなされていない。
- ・ 利用促進に関し、図書が配架されているだけで、読ませる工夫や活用がなされていない。

※NDC…日本十進分類。図書館資料の分類方法。

野田市の図書購入費については、近隣市に比して上位に位置しており、図書の購入により学校の図書館の充実が図れていると考えていましたが、学校への訪問調査や児童生徒へのアンケートの結果により、図書購入費だけでなく学校図書館支援員による人的支援が必要であることが分かったことから、令和5年度より学校図書館支援員を増員すべく進めていきたいと考えます。

【図1】



上の図のように、支援員以外にも地域教育コーディネーターやボランティアなど地域の協力を得ながら学校図書館運営ができるよう、今後も環境整備を進めます。

その3 研修体制の充実

学校図書館の充実を図るため、興風図書館と連携しながら学校図書担当職員、司書教諭、学校図書館支援員等を対象に研修を実施し、図書館運営のノウハウを学ぶとともに学校図書館間の情報共有及び連携を図ってまいります。

なお、令和4年度の学校図書館運営研修については、次のとおり実施しました。

令和4年度

テーマ 「図書の選書と廃棄」

期間 令和4年7月22日、28日

会場 興風図書館

講師 興風図書館職員・指導課指導主事

対象 学校図書館担当職員・学校図書館支援員

テーマ 「図書の選書と廃棄について」

- 学校図書館の機能・役割
- 学校図書館の3つの役割
- 学校図書館の更なる充実を図るための図書の適切な破棄・更新
- 団体貸出しの利用について
- 「令和4年度学校図書館運営方針について」

令和5年度

- 学校図書館を活用した（調べる）学習について
- 学校図書館支援員と連携した授業の進め方について など

その4 図書に触れる機会の創出

《小学校》

(1) 児童生徒の活動の充実

- これまでも図書委員による新刊紹介や授業で行うビブリオバトルやポップの作成などに加え、さらに児童生徒が主体的に活動できるよう支援を行います。
- 図書委員による自主的な活動…新刊紹介・〇〇ランキング・季節イベント
- 一人一台端末を使用した学校間交流
…学校間ビブリオバトル（※）、中学校区における図書委員会議 など

図書委員会議の案

- 中学校区（同じ地区の中学校と小学校）で同時刻に委員会活動を持ち、オンライン会議を行う。
- 各校の図書委員の取組（図書室の利用が増えるためには・・・、魅力的な企画）の紹介
- 小学生の活動に対する中学生からのアドバイス
- 地域教育コーディネーターからのアドバイス

※ビブリオバトル・・・本を紹介し合い、それをもとに投票で「読みたい本」を決めるゲーム。

- 「第1回 野田市図書館を使った調べる学習コンクール」の実施について
「図書館を使った調べる学習コンクール」について、興風図書館を除く南・北・せきやど図書館で実施していましたが、各小学校の夏休みの宿題の選択肢の一つとして提示し、野田市全体の取組として実施します。子どもたちの「情報を活用する力」を育成すると共に、公立図書館・学校図書館・増置する学校図書館支援員の活用も促進します。さらに、児童が応募しやすくなるよう、コンクール向け支援講座として「調べ学習への取組み方と、まとめ方」についての講座を各図書館で開催します。

(2) デジタル百科事典の検討

【導入検討の背景】

- 各校の図鑑や百科事典が古い→買換えの必要があり→多額の図書費がかかる
- 各校に配架される図鑑や事典の冊数は限られており、学級全体で見ることができない。
- 一人一台のタブレット端末でデジタル百科事典を利用することで、「調べ学習」の充実を図ることができる。

今年度、令和5年度の導入を検討するため、モデル校を5校設定して、試験導入を行った結果、ICTと図書を連動した学習に効果を発揮することが期待できることから、市内小学校へ導入を進めていきます。

【試験導入期間】令和4年5月～9月

【モデル校】福田二小、清水台小、山崎小、みずき小、二川小

【活用機能】「事典」「マルチメディア図鑑」「調べ学習」「レポート」

【活用状況】国語・社会・理科：学習用語など基礎的語句調べ（事典機能）

理 科：動植物に関する調べ学習（マルチメディア図鑑機能）

英 語：外国語の発音の視聴（マルチメディア図鑑機能）

総 合：図鑑の写真等を活用したまとめ学習（レポート機能）

【児童の声】

- 調べるときにすぐ調べられる
- 画像が貼れ、新聞作りに便利
- 動画が見られるから勉強になる
- 外国語の発音が聞けるから便利 など

《中学校》

中学校においては、表1で提示したように、一人当たりの貸出数が10冊を超える中学校がある一方、1冊に満たない学校があるなど、貸出し数に学校差が大きく、また平均しても小学校の四分の一に止まります。

これには中学生が学校図書館を利用する時間がない、学校図書館支援員が担当されていないなどの理由が考えられ、学校図書館の活用が低調であることがうかがわれます。

よって次年度以降、中学校における学校図書館の活用を図る必要があります。

学校図書館の充実を検討するにあたり、来年度以降の中学校への取組を想定し、生徒からの率直な意見を聞き取るため、以下によりアンケート調査を実施しました。

このアンケート結果をもとに、令和5年度に中学校の学校図書館の充実に向けて取り組んでいきます。

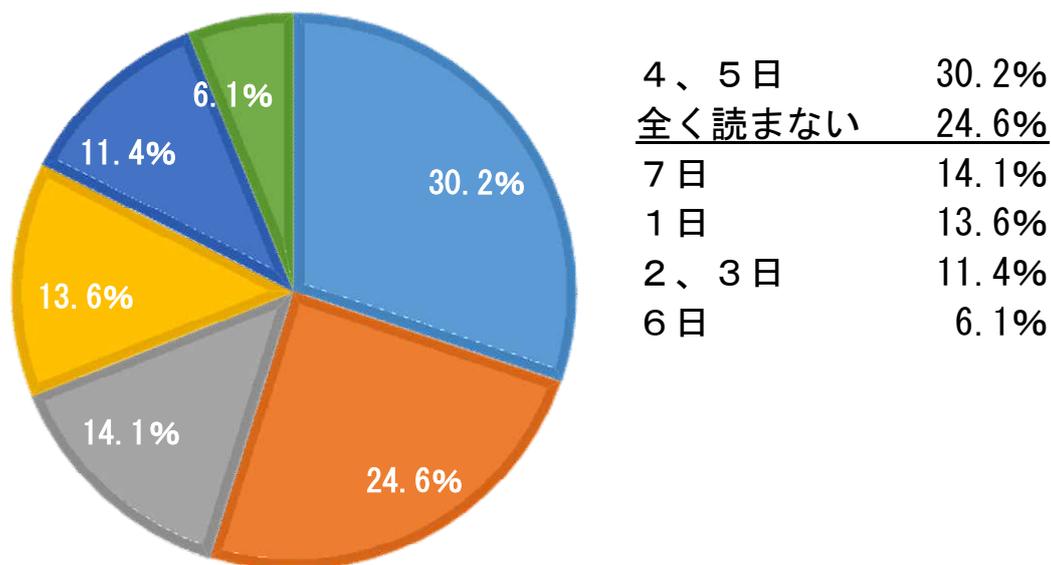
【調査期間】令和4年11月26日（月）～12月9日（金）

【調査対象】中学校1～3年生（対象者：3,848人）

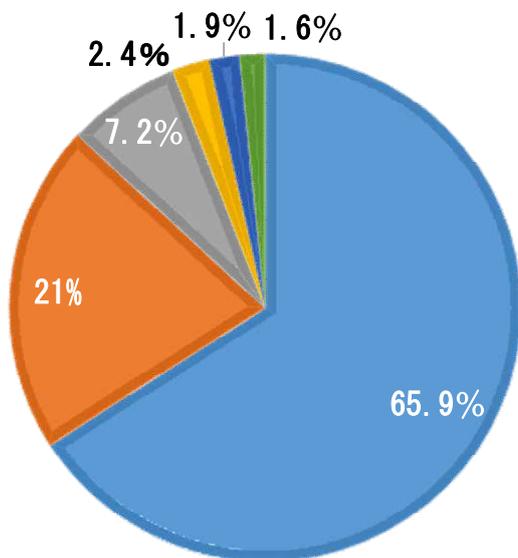
【回答件数】3,310件

【集計結果（抜粋）

Q3 あなたは1週間のうち、何日くらい本を読みますか（朝読書の時間を含む）。

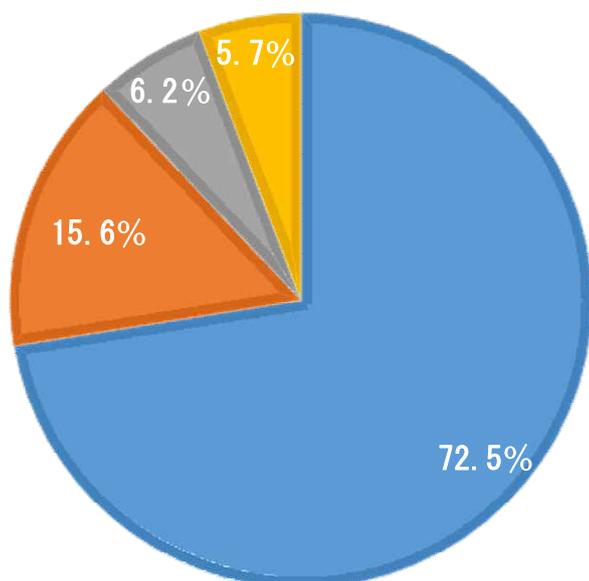


Q 4 Q 3で「全く読まない」以外の回答をした人に聞きます。1日あたりの読書の時間はどれくらいですか（朝読書の時間を含む）。



30分以内	65.9%
31分～1時間	21.0%
1時間1分～1時間30分	7.2%
1時間31分～2時間	2.4%
3時間以上	1.9%
2時間1分～3時間	1.6%

Q 5 「Q 3」で（1）以外の回答をした人にお聞きします。あなたは1週間のうち、何冊くらい本を読みますか（学校で行う朝読書の時間を含む）。

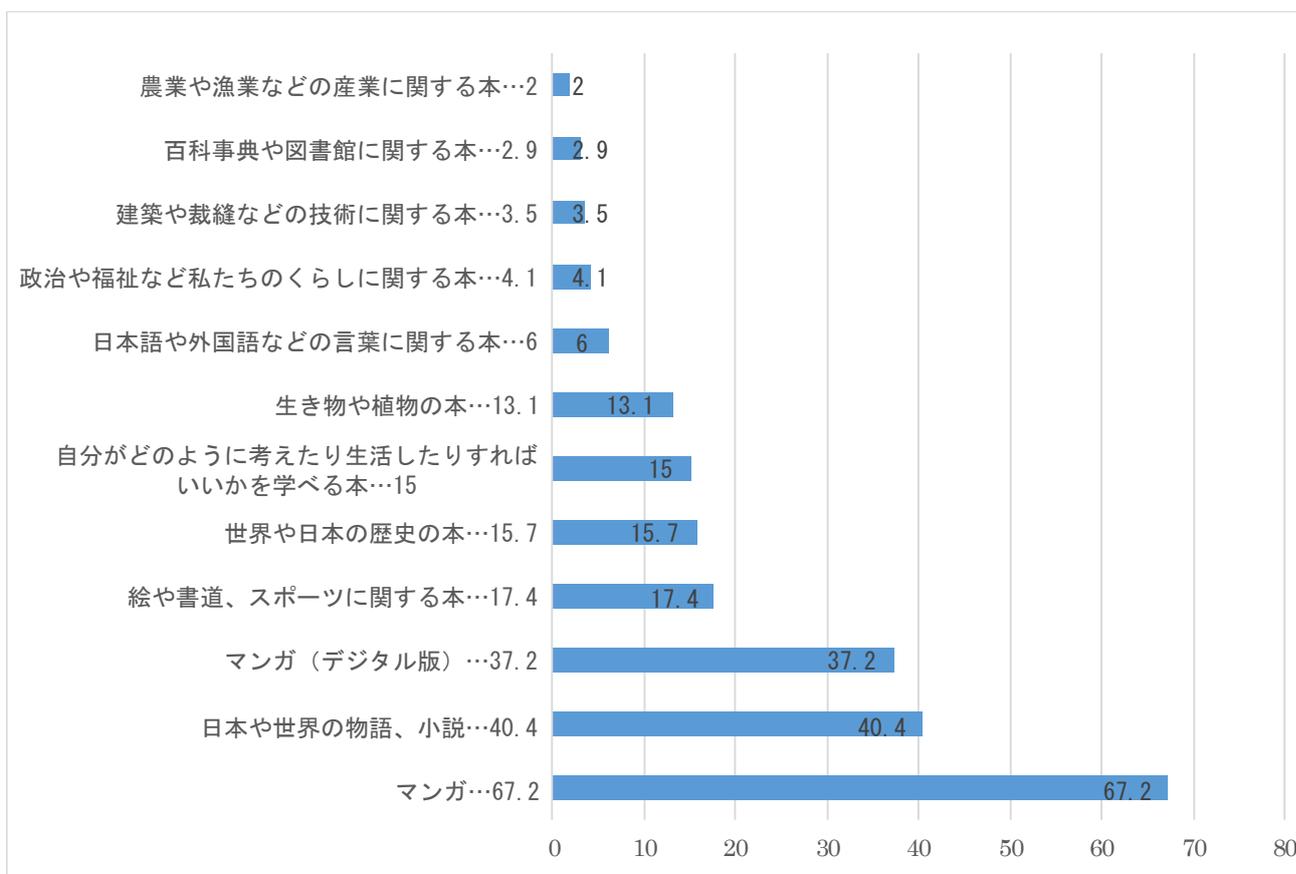


1～2冊程度	72.5%
2～3冊程度	15.6%
4～6冊程度	6.2%
7冊以上	5.7%

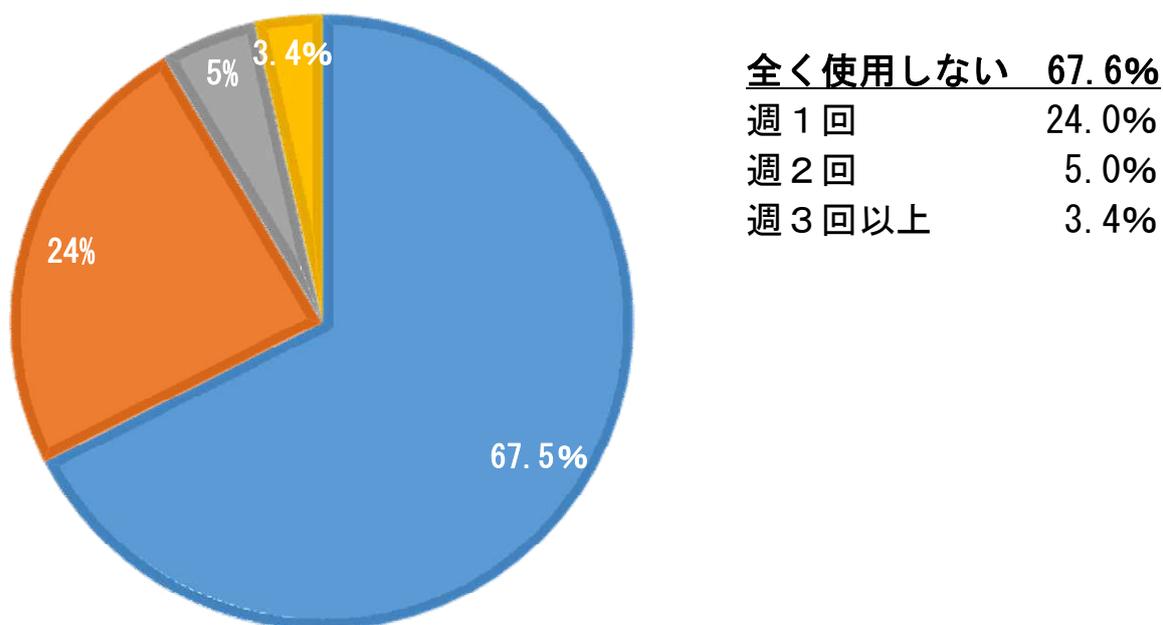
⇒ 1週間で本を全く読まない=24.6%

読む生徒も多くは1日に30分以内で、1週間に1、2冊
中学生の読書離れが進んでいる

Q 7 あなたは家でどんな本を読みますか。（複数回答可）



Q 8 あなたは1週間のうち、授業以外でどれくらい図書室を使用しますか。

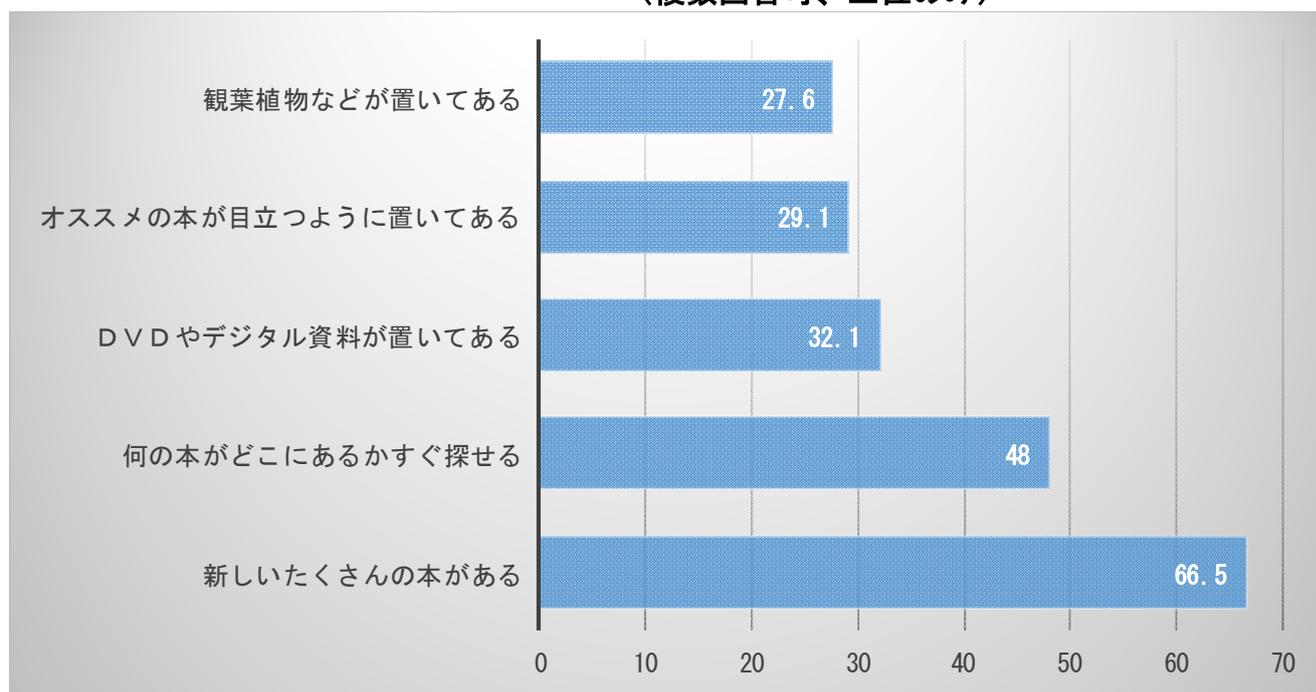


Q10 どんな時間に図書室に行きますか（複数回答可）

昼休み…78.1% / 休み時間 19%

⇒自由に行動できる昼休みに行く場合が多い。

Q11 自分の学校の図書室について、どのようにしていきたいですか。
(複数回答可、上位のみ)



Q14 いつ開いていれば使いやすいですか
常に…46.9% / 昼休み…25.7%

Q15 どんな図書室にしたいか (自由記述、抜粋)

- ・ 休み時間が15分しかなく、本をじっくり選ぶ時間がない。
- ・ 司書の先生がいてくれるともっと本を見つけやすい。
- ・ 昼休みだけ開いていても時間が足りない。
- ・ たくさんの物語があって、新しい本も古い本もある図書室。
- ・ 常に図書室が開いていれば、自分が空いているときに行ける。

⇒書架の充実 (新刊・推薦書などを表示)、開館時間の延長 (支援員の配置) が必要

その5 幼児の読書環境整備

小中学校への訪問調査を進める中で、就学前の読書習慣が学齢期の児童の読書習慣の定着に影響することが分かってきたことから、公立幼稚園・公立保育所を訪問調査したところ、蔵書数の不足や新刊が整備できていないことが分かってきました。

今回の学校図書館の充実とあわせ、幼児のための読書環境を整備することで、乳幼児期から小中学校まで一貫し、図書に触れる機会の創出に努めていきます。

ブックスタート事業

・乳幼児期から絵本に親しむ

市では、平成16年度より、赤ちゃんと保護者がゆっくりと向き合い、心ふれあうひとときを持つきっかけづくりのため、3か月児健康相談後、図書館の職員や読み聞かせボランティアが、赤ちゃんと保護者の方に絵本の読み聞かせを体験してもらい、絵本などをお渡しするブックスタート事業をスタートしています。

幼児の読書環境整備

・就学前の読書習慣

乳幼児期から小中学校まで一貫して、図書に触れる機会を創出するために、公立幼稚園2園及び公立保育所（指定管理者含む）9園の図書の充実を図っていきます。

学校図書館の整備

・読書習慣の定着と深い学びの実現

- ①学校図書館の整備
- ②学校図書館支援員の配置
- ③研修体制の充実
- ④図書に触れる機会の創出

議題3 健康スポーツ文化都市宣言について（報告）

1 都市宣言について

令和4年4月27日に開催しました「令和4年度第1回総合教育会議」において、健康スポーツ文化都市宣言については、市長の附属機関であるスポーツ推進審議会と文化振興を所管する教育委員会の生涯学習審議会との合同審議会を開催し、審議いただくことを委員の皆様にご説明させていただきましたが、その後、都市宣言の審議を進めてまいりましたので、経過を報告します。

7月に合同での審議会を開催して諮問し、宣言文案についてご審議いただきました。その後、市議会議員の方のご意見やパブリック・コメント手続による市民の方のご意見を踏まえ修正を行い、11月に開催した2回目の合同審議会にて宣言文の答申をいただき、12月議会において、議会の議決を全会一致でいただきました。

宣言の制定日につきましては、令和5年4月1日とし、市制施行記念日である5月3日に記念式典を開催することで準備を進めております。

新型コロナウイルス感染症の影響などで生活環境も大きく変化しておりますが、この宣言をすることで、今後市民の皆さんが一体となって前向きな気持ちになれるような事業展開を図りたいと考えております。

2 都市宣言に関する検討経緯及び今後の予定

日 程	実 施 内 容
令和4年4月27日	第1回 総合教育会議
7月22日	第1回 野田市スポーツ推進審議会及び野田市生涯学習審議会の合同審議会 諮問
8月30日	野田市議会議員への説明会
9月1日 ～ 9月30日	パブリック・コメント手続（市民の方からの意見募集）を実施
11月9日	第2回 野田市スポーツ推進審議会及び野田市生涯学習審議会の合同審議会 答申
12月16日	12月議会（令和4年第6回野田市議会定例会）で議案を議決
令和5年 4月1日	健康スポーツ文化都市宣言を制定
5月3日	都市宣言記念式典（予定）

3 都市宣言文

健康スポーツ文化都市宣言

令和5年4月1日

健康は、わたしたち野田市民すべての願いであり、まちの活力の源です。生涯にわたり豊かに生き生きと健やかな生活を送るため、心身ともに健康を維持します。さらに、先人が培ってきた歴史や文化、豊かな自然に誇りを持ち、障がいのある人もない人も、子どもから大人まで、すべての人々がスポーツや文化活動を通じて、人と人との交流を深め、豊かな心とからだを育み、「夢のある住みよいまち」、「元気で明るい家庭を築けるまち」を目指し、ここに『健康スポーツ文化都市』を宣言します。

- 1 健康への関心を持ち、スポーツに親しみ、豊かな心とからだをつくりま
す。
- 1 郷土の歴史や伝統を学び、恵まれた文化や豊かな自然に誇りを持ち、次
世代に繋いでいきます。
- 1 健康を維持し、スポーツや文化活動を通じて、人間力の向上を図り、人
づくり、まちづくりに繋げ、明るく生き生きとした地域の輪を広げます。

野 田 市